農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の移転関係)

市町名(愛荘町)

	権利		権利の移転をする土地						移転する権利							権利の移転を受ける者	
番号	氏名又は名称	住 所	市町	<u>所</u> 衣	字	地番	現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	移転の時期 年.月.日	終 期 年.月.日	残存期間	借 賃 (/10a)	借賃の支払の方法	氏名又は名称	住 所
1	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		714	田	1,822	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
2	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		715	田	900	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7.000⊞	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
3	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		165	田	469	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
4	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		165-1	田	148	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
5	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		166-1	Ш	495	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
6	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		579	田	2,514	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7.000	化中の口座から気圧11	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
7	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		586	田	1,343	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
8	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		637	田	4,200	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
9	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		638	田	2,601	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
10	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		640	田	3,838	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
11	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		641	田	3,149	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
12	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		625	Ш	1,956	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
13	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		626	田	3,042	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	7.000⊞	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
14	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖		663	田	1,961	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町
15	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	軽野		甲716	田	2,016	賃借権	水田	R6.11.1	R16.4.30	9年6ヶ月		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	遊農ファーム 株式会社	滋賀県愛知郡愛荘町

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき